

各〔都道府県知事
市長
特別区長〕殿

環境省水・大気環境局長
(公 印 省 略)

水道法施行規則の一部改正等について（施行通知）

今般、「水道法施行規則の一部を改正する省令」（令和 8 年環境省令第 7 号）が公布され、令和 8 年 4 月 1 日から施行されることとなりました（ただし、同省令第 52 条の改正規定は、公布の日から施行）。

また、厚生労働省健康局長通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」（平成 15 年 10 月 10 日付け健発第 1010004 号厚生労働省健康局長通知。以下「局長通知」という。）の一部を別紙のとおり改正し、令和 8 年 4 月 1 日から適用することとなりました。

下記について御了知の上、貴管内の水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道の設置者に対する周知指導について、特段の御配慮をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言であり、国土交通大臣認可の水道事業者及び水道用水供給事業者、国設置専用水道の設置者並びに登録水質検査機関には別途通知していることを申し添えます。

記

第 1 改正の趣旨

1 水道法施行規則の改正

水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 21 条第 1 項に規定される定期の健康診断の頻度は、水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）第 16 条第 1 項により定められています。

今般、デジタル庁から「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」が示され、更なる規制見直しの一環として、定期の健康診断の周期の延長についての検討が求められたことを契機として、所要の改正を行うものです。

2 局長通知の一部改正

本文及び別添 2 に定めた農薬類（水質管理目標設定項目 15）の対象農薬リストについて、内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価結果に基づき、目標値等を改正するものです。

第 2 改正の概要

1 水道法施行規則の改正

定期の健康診断の頻度を、「おおむね 6 箇月」から「おおむね 1 年」に改正すること。

2 局長通知の一部改正

本文に検査対象農薬の選定時の留意事項を追加すること。また、別添 2 中 1, 3-ジクロロプロペン、カルタップについて、内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価結果に基

づき、目標値を変更すること。その他、所要の改正を行うこと。

第3 施行日及び適用日

第2の1の改正事項については、令和8年4月1日から施行されること。

また、第2の2の改正事項については、令和8年4月1日から適用されること。

各国土交通大臣認可

水 道 事 業 者
水道用水供給事業者

 殿

環境省水・大気環境局長
(公 印 省 略)

水道法施行規則の一部改正等について（施行通知）

今般、「水道法施行規則の一部を改正する省令」（令和 8 年環境省令第 7 号）が公布され、令和 8 年 4 月 1 日から施行されることとなりました（ただし、同省令第 52 条の改正規定は、公布の日から施行）。

また、厚生労働省健康局長通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」（平成 15 年 10 月 10 日付け健発第 1010004 号厚生労働省健康局長通知。以下「局長通知」という。）の一部を別紙のとおり改正し、令和 8 年 4 月 1 日から適用することとなりましたので、貴職におかれては、下記に留意の上、遺漏なきようお願いいたします。

記

第 1 改正の趣旨

1 水道法施行規則の改正

水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 21 条第 1 項に規定される定期の健康診断の頻度は、水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）第 16 条第 1 項により定められています。

今般、デジタル庁から「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」が示され、更なる規制見直しの一環として、定期の健康診断の周期の延長についての検討が求められたことを契機として、所要の改正を行うものです。

2 局長通知の一部改正

本文及び別添 2 に定めた農薬類（水質管理目標設定項目 15）の対象農薬リストについて、内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価結果に基づき、目標値等を改正するものです。

第 2 改正の概要

1 水道法施行規則の改正

定期の健康診断の頻度を、「おおむね 6 箇月」から「おおむね 1 年」に改正すること。

2 局長通知の一部改正

本文に検査対象農薬の選定時の留意事項を追加すること。また、別添 2 中 1,3-ジクロロプロペン、カルタップについて、内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価結果に基づき、目標値を変更すること。その他、所要の改正を行うこと。

第3 施行日及び適用日

第2の1の改正事項については、令和8年4月1日から施行されること。

また、第2の2の改正事項については、令和8年4月1日から適用されること。

各国設置専用水道の設置者 殿

環境省水・大気環境局長
(公 印 省 略)

水道法施行規則の一部改正等について（施行通知）

今般、「水道法施行規則の一部を改正する省令」（令和 8 年環境省令第 7 号）が公布され、令和 8 年 4 月 1 日から施行されることとなりました（ただし、同省令第 52 条の改正規定は、公布の日から施行）。

また、厚生労働省健康局長通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」（平成 15 年 10 月 10 日付け健発第 1010004 号厚生労働省健康局長通知。以下「局長通知」という。）の一部を別紙のとおり改正し、令和 8 年 4 月 1 日から適用することとなりましたので、貴職におかれては、下記に留意の上、遺漏なきようお願いいたします。

記

第 1 改正の趣旨

1 水道法施行規則の改正

水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 21 条第 1 項に規定される定期の健康診断の頻度は、水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）第 16 条第 1 項により定められています。

今般、デジタル庁から「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」が示され、更なる規制見直しの一環として、定期の健康診断の周期の延長についての検討が求められたことを契機として、所要の改正を行うものです。

2 局長通知の一部改正

本文及び別添 2 に定めた農薬類（水質管理目標設定項目 15）の対象農薬リストについて、内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価結果に基づき、目標値等を改正するものです。

第 2 改正の概要

1 水道法施行規則の改正

定期の健康診断の頻度を、「おおむね 6 箇月」から「おおむね 1 年」に改正すること。

2 局長通知の一部改正

本文に検査対象農薬の選定時の留意事項を追加すること。また、別添 2 中 1,3-ジクロロプロペン、カルタップについて、内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価結果に基づき、目標値を変更すること。その他、所要の改正を行うこと。

第 3 施行日及び適用日

第 2 の 1 の改正事項については、令和 8 年 4 月 1 日から施行されること。

また、第 2 の 2 の改正事項については、令和 8 年 4 月 1 日から適用されること。

別紙

「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」（平成 15 年 10 月 10 日付け健発第 1010004 号）

改正後（新）	改正前（旧）
<p>第4 水質管理目標設定項目</p> <p>2 農薬類について</p> <p>水質管理目標設定項目のうち農薬類については、下記の式で与えられる検出指標値が1を超えないこととする「総農薬方式」により水質管理目標設定項目に位置づけることとしたこと。</p> $DI = \sum_i \frac{DV_i}{GV_i}$ <p>ここで、DIは検出指標値、DV_iは農薬iの検出値、GV_iは農薬iの目標値であること。なお、農薬iの検出値DV_iが当該農薬iの定量下限値を下回った場合、当該農薬iの検出値はDV_iは0として取り扱うこと。</p> <p>測定を行う農薬については、各水道事業者等がその地域の状況を勘案して適切に選定するものであるが、検出状況や使用量などを勘案し、浄水で検出される可能性の高い農薬を別添2のとおりリストアップしたこと。<u>出荷・散布される農薬と検出される農薬は異なる場合がある。特に、代謝物や分解物が測定対象となっている場合には、それらの検出可能性も考慮して、検査対象農薬の選定の際には留意すること。</u></p> <p>なお、これらの農薬以外の農薬についても、地域の実情に応じて測定を行い、総農薬方式による評価を行うこと。</p>	<p>第4 水質管理目標設定項目</p> <p>2 農薬類について</p> <p>水質管理目標設定項目のうち農薬類については、下記の式で与えられる検出指標値が1を超えないこととする「総農薬方式」により水質管理目標設定項目に位置づけることとしたこと。</p> $DI = \sum_i \frac{DV_i}{GV_i}$ <p>ここで、DIは検出指標値、DV_iは農薬iの検出値、GV_iは農薬iの目標値であること。なお、農薬iの検出値DV_iが当該農薬iの定量下限値を下回った場合、当該農薬iの検出値はDV_iは0として取り扱うこと。</p> <p>測定を行う農薬については、各水道事業者等がその地域の状況を勘案して適切に選定するものであるが、検出状況や使用量などを勘案し、浄水で検出される可能性の高い農薬を別添2のとおりリストアップしたこと。</p> <p>なお、これらの農薬以外の農薬についても、地域の実情に応じて測定を行い、総農薬方式による評価を行うこと。</p>

別添 1 水質管理目標設定項目

	項目	目標値	検査方法
1～16	(略)	(略)	(略)
17	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	10mg / L 以上 100mg / L 以下	フレイム—原子吸光光度法、 <u>ICP法</u> 、 <u>ICP—MS法</u> 、 <u>連続流れ分析—ICP—MS法</u> 、 <u>イオンクロマトグラフ法</u> 、 <u>滴定法</u>
18～31	(略)	(略)	(略)

別添 2 農薬類 (水質管理目標設定項目 15) の対象農薬リスト

番号	農薬名	用途	目標値 (mg/L)	検査方法
1	1, 3—ジクロロプロペン (D—D) 注1)	殺虫剤	<u>0.06</u>	PT—GC—MS法、HS—GC—MS法
2～27	(略)	(略)	(略)	(略)
28	カルタップ 注5)	殺虫剤 殺菌剤 除草剤	<u>0.05</u>	LC—MS法
29～115	(略)	(略)	(略)	(略)

注1) ～注4) (略)

注5) カルタップの濃度は、ネライストキシンとして測定し、カルタップに換算して算出すること。なお、チオシクロラム分解物由来のネライストキシンが含まれる可能性がある。

注6) ～注11) (略)

別添 1 水質管理目標設定項目

	項目	目標値	検査方法
1～16	(略)	(略)	(略)
17	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	10mg / L 以上 100mg / L 以下	フレイム—原子吸光光度法、 <u>ICP法</u> 、 <u>連続流れ分析—ICP—MS法</u> 、 <u>イオンクロマトグラフ法</u> 、 <u>滴定法</u>
18～31	(略)	(略)	(略)

別添 2 農薬類 (水質管理目標設定項目 15) の対象農薬リスト

番号	農薬名	用途	目標値 (mg/L)	検査方法
1	1, 3—ジクロロプロペン (D—D) 注1)	殺虫剤	<u>0.05</u>	PT—GC—MS法、HS—GC—MS法
2～27	(略)	(略)	(略)	(略)
28	カルタップ 注5)	殺虫剤 殺菌剤 除草剤	<u>0.08</u>	LC—MS法
29～115	(略)	(略)	(略)	(略)

注1) ～注4) (略)

注5) カルタップの濃度は、ネライストキシンとして測定し、カルタップに換算して算出すること。

注6) ～注11) (略)